



令和3年3月19日  
国土交通省 九州地方整備局

## 令和2年度 河川防災ステーション整備計画の登録について

～洪水時等の緊急対応を迅速に行うための拠点を市町村と連携して整備～

国土交通省は、令和3年3月19日付けで、新たに6箇所の河川防災ステーション整備計画を登録しました。

九州では、新たに1件が登録されましたのでお知らせいたします。

○九州における《河川防災ステーション整備計画》新規登録箇所 以下1箇所  
(新規登録箇所を含め、九州管内の河川防災ステーションは12箇所になります)

・熊本県<sup>かみましき</sup>上益城郡<sup>こうさ</sup>甲佐町 船津地区<sup>ふなつ</sup>河川防災ステーション (緑川<sup>みどり</sup>)

○船津地区河川防災ステーションの整備内容

### 【国土交通省】

・水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。

### 【甲佐町】

・洪水時には市町村が行う水防活動や災害が発生した場合に緊急復旧等を迅速に行う拠点として水防センターを整備します。

・「安津橋総合運動公園整備事業」と連携し、水防センターを管理棟としての活用や防災訓練、防災学習の場としての活用など、平常時の利活用を推進することで、地域の賑わいづくり及び防災に対する意識向上を図ります。

※今回、登録を行う計画の概要については、別紙のとおりです

### 添付資料

- 別紙1 令和2年度 河川防災ステーション整備計画登録箇所一覧
- 別紙2 「河川防災ステーション」位置図
- 別紙3 計画の概要
- 参考 河川防災ステーションの概要

◆問い合わせ先 九州地方整備局 TEL092-471-6331(代表)

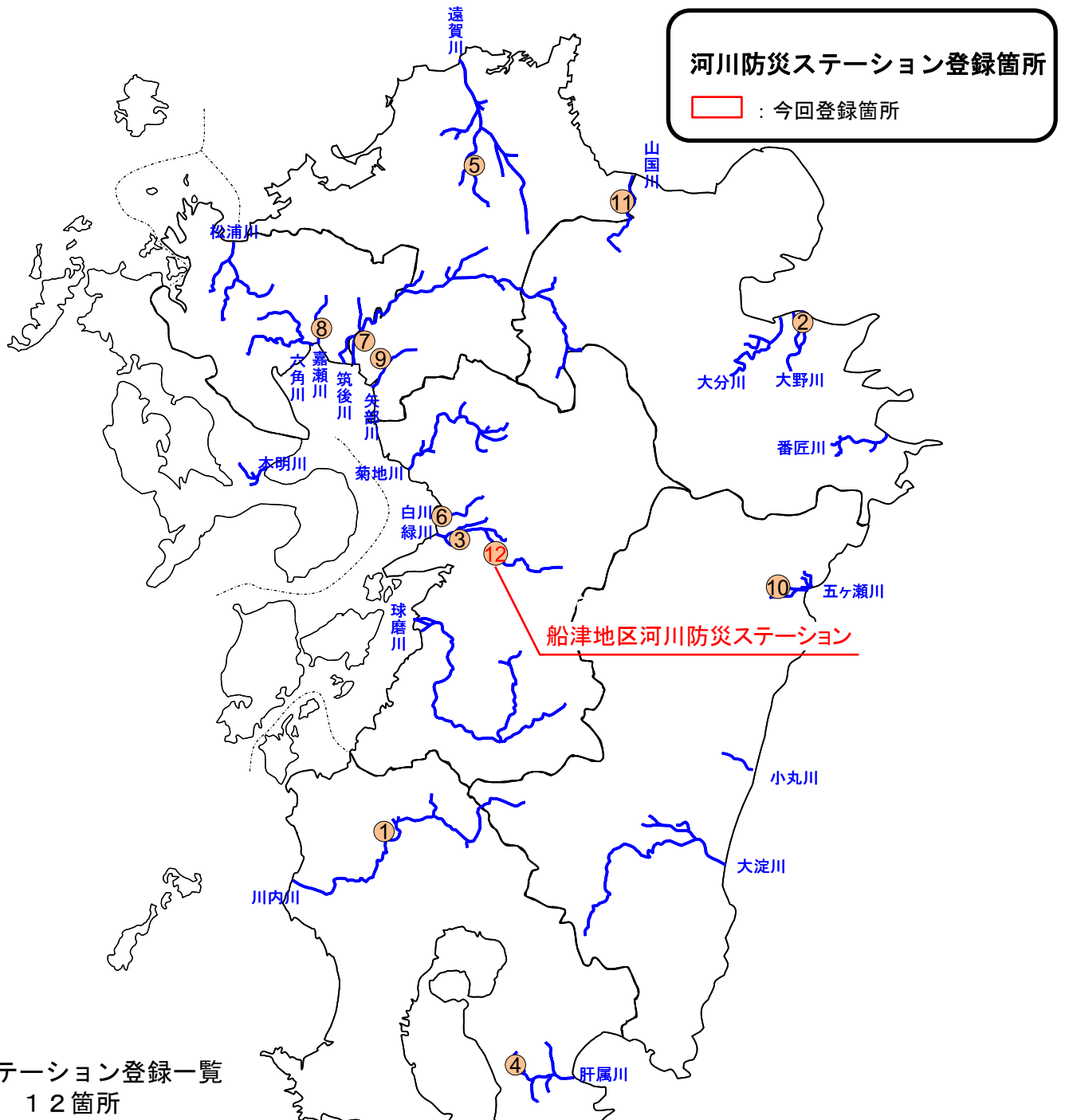
河川部	河川計画課長	やまがみ 山上	なおと 直人	(内線 3611)	(直通 092-476-3523)
	河川計画課長補佐	むた 牟田	ひろゆき 弘幸	(内線 3612)	〃

令和2年度 河川防災ステーション整備計画登録箇所一覧

水系名	河川名	都県名	市町村名	箇所名	事業主体
みどり 緑川	みどり 緑川	熊本県	かみましき こうさ 上益城郡甲佐町	ふなつ 船津地区河川防災ステーション	国土交通省 こうさ 甲佐町

## 九州地方整備局管内「河川防災ステーション」位置図

(令和3年3月現在)

防災ステーション登録一覧  
12箇所

No.	施設名称	河川名	県名	市町村名	承認年度
1	川内川栗野防災ステーション	川内川	鹿児島	始良郡湧水町	H6
2	大野川河川防災ステーション	大野川	大分	大分市	H7
3	築篁地区河川防災ステーション	緑川	熊本	宇土市	H8
4	王子地区河川防災ステーション	肝属川	鹿児島	鹿屋市	H8
5	遠賀川河川防災ステーション	遠賀川	福岡	飯塚市	H9
6	小島地区河川防災ステーション	白川	熊本	熊本市	H10
7	久留米市西部河川防災ステーション	筑後川	福岡	久留米市	H11
8	荻野地区河川防災ステーション	嘉瀬川	佐賀	佐賀市	H15
9	六合地区河川防災ステーション	矢部川	福岡	柳川市	H28
10	天下地区河川防災ステーション	五ヶ瀬川	宮崎	延岡市	H28
11	唐原地区河川防災ステーション	山国川	福岡	築上郡上毛町	R1
12	船津地区河川防災ステーション	緑川	熊本	上益城郡甲佐町	R2

ふなつ くまもと けん かみましき ぐん こうさまち  
**「船津地区河川防災ステーション」(熊本県上益城郡甲佐町)**

別紙3

対象河川：一級河川 緑川水系緑川 **【国管理河川】**  
 市町村名：熊本県上益城郡甲佐町



1. 概要

緑川水系では、平成19年7月洪水で甲佐町を中心に家屋等の浸水被害が発生しています。船津地区河川防災ステーションは、洪水被害を最小限に食い止めるため、緑川中上流部における災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等のほか、甲佐町が設置する水防センターを配置し、迅速かつ円滑な復旧活動の拠点として整備します。平常時には防災学習の拠点として利用するとともに、駐車場や水防センター内のトイレ等を一般開放することで隣接する公園の利用者等による利用、及び地元の自主防災クラブや消防団等の会議・研修等の場や地域の交流・憩いの場などの活用が可能となります。

2. 整備内容

国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等  
 甲佐町：水防センター

**整備箇所**

船津地区河川防災ステーション

**活用イメージ(災害時)**

**施設配置平面図**

**活用イメージ(平常時)**

防災訓練

施設内の防災パネル展示

消防団等の会議・研修

地域交流の場

隣接する運動公園の利用者等による駐車場の利用

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。



# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

